

## 令和3年度「建設業法令遵守推進本部」の 取組結果及び令和4年度取組方針

～建設業における法令遵守を推進します～

北海道開発局においては「建設業法令遵守推進本部」（以下「推進本部」という。）を平成19年度に設置し、建設業における法令遵守の取組を強化してきたところです。

この度、令和3年度における推進本部の取組結果及び令和4年度における取組方針がまとまりましたのでお知らせします。

令和3年度の推進本部の取組結果及び令和4年度取組方針における主なポイントは、以下のとおりです。

### 1. 令和3年度の取組結果

- ① 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報等
  - ・駆け込みホットライン等への通報…延べ39件  
※「駆け込みホットライン」とは、推進本部に設けられた建設業法違反通報窓口です。
- ② 建設業者に対する立入検査の実施
  - ・立入検査実施件数…41件
- ③ 監督処分・勧告の実施
  - ・監督処分件数…0件、文書勧告件数…10件

### 2. 令和4年度取組方針

- ① 各種相談窓口における法令違反情報の収集等
- ② 立入検査及び報告徴取の実施
- ③ 建設業の法令遵守に関する周知
- ④ 建設業取引適正化推進期間の実施等
- ⑤ 関係機関との連携

※詳細については、添付の資料をご覧ください。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 建設産業課 建設産業企画官 岩船 真志（内線5898）

事業振興部 建設産業課 建設業適正契約専門官 渡部 之友（内線5886）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



## 建設業法令遵守推進本部 取組結果及び取組方針(概要版)

### 令和3年度 取組結果の概要

#### 立入検査及び報告徴取の実施

立入検査等については、令和3年9月から令和4年3月の間、41の建設企業に対して調査を行いました。調査に当たっては、次の重点事項を掲げて取り組みました。

#### 重点事項

##### ○技能労働者への適切な水準の賃金支払い

受発注者間や元請下請間において、適正な請負代金での契約締結がなされているか標準見積書の活用状況等について調査を実施しました。

##### ○著しく短い工期の禁止

長時間労働の是正、週休2日の達成等の働き方改革を推進するため、建設工事における工期等に関する実態の調査を実施しました。

##### ○下請代金の支払手段

法改正により、下請代金のうち労務費相当分を現金で支払うよう適切な配慮をすることが規定され、「下請代金の支払手段について」(R3.3.31付け)の通達により、手形に関し、更なる手形期間の短縮、割引負担料等のコストを下請事業者には負担させないこととされたことから、見積書等の確認を行いました。

##### ○偽装一人親方対策

施工体制台帳や作業員名簿により、下請の保険への加入状況の確認を行いました。

##### ○建設業を支える担い手の確保・育成

建設キャリアアップシステムへの登録の有無について、施工体制台帳に事業者IDが記載されているか確認しました。

#### 調査結果

○元請下請間の取引において、「見積依頼を書面によらず口頭で行っていた」、「見積依頼に見積期間等必要事項の記載がなかった」等の不十分な対応が見られた企業に対して口頭指導を行い、必要に応じて、制度を解説したパンフレットによる周知なども行いました。  
また、特に問題がある企業に対しては「文書勧告」を行い、改善を要請しました。  
(文書勧告件数 10件)



文書勧告の内訳 : 契約書未作成 11件、下請代金の支払遅延 3件、  
主任技術者等不設置 1件、下請への見積期間短縮 1件

\* 1件の勧告に複数の項目が含まれるため、内訳と一致しない。

#### 各種相談窓口の設置・法令遵守の周知

- 建設業法違反に関する通報窓口「駆け込みホットライン」と建設業に関する相談窓口「建設業フォローアップダイヤル」の設置及び窓口の周知を実施
- 建設業法の守るべきポイントを取りまとめた冊子「建設業者のための建設業法」の配布と開発局HPでの公表
- 建設産業セミナー(web開催)を実施し、改正建設業法等について説明
- 関係機関と連携の上、建設業取引適正化推進期間(10~12月)において建設業法令遵守講習会(web開催)を実施し、建設業の適正取引等について説明

## 令和4年度 取組方針の概要

令和4年度の建設業法令遵守推進本部の取組は、更なる法令遵守の徹底に向けて、立入検査・報告徴取については次の重点事項を掲げ実施します。また、引き続き、各種相談窓口における法令違反情報の収集等、建設業の法令遵守に関する周知、建設業取引適正化推進期間の実施等に取り組めます。

### 「立入検査及び報告徴取の実施」における重点事項

#### ○価格転嫁(新規)

昨今の資機材の高騰を踏まえた適正な価格設定及び適切な協議がなされるよう、請負契約における請負代金の変更に関する規定(いわゆるスライド条項等)の適切な設定・運用状況について確認します。

また、受発注者間についても同様の確認を行い、発注者に対しても状況に応じて適切な対応等の要請や必要な注意喚起を実施します。

#### ○低価格受注工事における下請取引状況の確認(新規)

下記「技能労働者への適切な水準の賃金支払い調査」を踏まえ、特に公共工事における低価格受注工事については、入札にあたっての価格設定及び積算単価の考え、下請契約における下請負人との協議状況や代金の支払い状況等について、深掘りした情報収集や調査を実施します。

#### ○技能労働者への適切な水準の賃金支払い(継続)

技能労働者の賃金水準の上昇を図るためには、適正な単価による契約締結が重要です。

このため、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況、代金の支払い状況等について、確認を行うとともに、その後も継続して改善状況について深掘りした情報収集や調査を実施します。

#### ○著しく短い工期の禁止(継続)

当初契約等に際して、工期に関する基準(令和2年7月中央建設業審議会勧告)が工期設定に当たってどのように考慮されたかを確認します。

また、今年度は受発注者間の契約締結状況について確認を行い、個々の工期の実態を把握したうえで、発注者に対しても必要な注意喚起を実施します。

#### ○下請代金の支払手段(継続)

昨年度に引き続き、立入検査時に下請負人への代金の支払いのうち労務費相当分の支払い状況等について確認します。また、手形に関し、更なる手形期間の短縮、割引料等のコスト負担を下請業者に負担させないことについて周知を実施します。

### 立入検査等以外の取組事項

#### ○各種相談窓口における法令違反情報の収集等

「駆け込みホットライン」等の周知と相談対応の実施。特に重点事項に対する相談対応を強化

#### ○建設業の法令遵守に関する周知

国土交通大臣許可業者以外の建設企業も対象として法令遵守の取組を継続

#### ○建設業取引適正化推進期間の実施等

10月から12月に建設業の法令遵守に向けた講習会など、普及・啓発の取組を実施

#### ○関係機関との連携

建設業許可部局間の情報共有や合同立入検査、北海道・関係省庁間の講習会の合同開催等

## 建設業法令遵守推進本部の取組について

北海道開発局は、平成19年度に北海道開発局長を本部長とする「建設業法令遵守推進本部」を設置し、年度ごとに策定する「取組方針」に基づき、元請下請間の契約手続の適正化など、建設業における法令遵守の推進に取り組んできたところであり、令和3年度の取組結果を以下に取りまとめる。

また、国土交通省が示した「令和4年度建設業法令遵守推進本部活動方針」を踏まえて、令和4年度の北海道開発局「建設業法令遵守推進本部」の「取組方針」を定め、法令遵守のさらなる推進に取り組むこととする。

### 令和3年度の取組結果

#### 1. 建設業法違反にかかる調査・指導等の実施

##### (1) 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報等

契約書・見積書の不備など建設業法違反に関する通報や代金の支払いに関する相談などが主な内容であった。

	R3	R2
駆け込みホットライン	15件	12件
一般電話等	24件	11件

##### (2) 建設業者に対する立入検査の実施

	R3	R2
立入検査の実施	41件	29件

##### (3) 監督処分・勧告の実施

	R3	R2
監督処分	0件	0件
勧告	10件	11件

(勧告の内訳)

契約書未作成 11件 (当初契約 5件、変更契約 6件)、下請代金の支払 3件、主任技術者等不設置 1件、下請への見積依頼方法・期間 1件

\* 1件の勧告に複数の項目が含まれるため、内訳と一致しない。

#### (4) 法令遵守を推進するための周知啓発活動

法令遵守を推進するための周知啓発に関する取組については、「建設業法令遵守ガイドライン」の趣旨を踏まえ、建設業法の守るべきポイントを取りまとめた冊子「建設業者のための建設業法」の配布、ホームページ等による情報提供、「建設業法令遵守講習会」(web開催)や立入検査時における指導等を通じて周知啓発を行った。

また、「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」についても、様々な機会を捉えて周知を図った。

## 2. 関係法令等の周知

大臣許可業者以外の建設企業にも関係法令の周知を図るため、ホームページでの情報提供のほか、「建設業法令遵守講習会」(web開催)及び建設産業セミナー(web開催)を通じて、改正建設業法(令和元年6月改正)を含めた関係法令の周知を行った。

## 3. 「建設業取引適正化推進期間」(10~12月)の取組の充実

建設業の下請取引の適正化に関する普及・啓発を行うため、令和2年度から10月から12月の3ヶ月間を「建設業取引適正化推進期間」と新たに位置づけ、取り組みを行った。

経済産業本省、公益財団法人建設業適正取引推進機構、北海道と連携し、建設企業を対象に建設業法令遵守講習会を開催した。

開催方法	開催日	参加者	講習内容
Web開催	12月9日	108名	<ul style="list-style-type: none"><li>・「建設業の適正取引に向けて～実際のトラブル事例を踏まえて～」</li><li>・「金属産業の取引適正化に係る取組」</li><li>・「生コンクリート流通業者等の取引条件改善と普及促進について」</li><li>・「建設業法令遵守推進本部の令和2年度の取組結果について」</li></ul>

# 令和4年度の取組方針

## 1. 各種相談窓口における法令違反情報の収集等

建設業法違反に関する通報窓口である「駆け込みホットライン」及び社会保険加入対策など各種建設業に関する相談窓口である「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「各種相談窓口」という。）について、立入検査・講習会等を通じて周知を図り、積極的な活用を促す。

また、各種相談窓口における相談対応は、以下のことについて、必要な対応を図っていくものとする（「2. 立入検査及び報告徴取の実施」においても同様とする。）。

- ・「不利益取扱いの禁止（建設業法第24条の5）」規定の趣旨を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護する対策の重要性等に鑑み、相談等対応後の取引状況をフォローする取り組みを実施すること。
- ・通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを実施すること。

## 2. 立入検査及び報告徴取の実施

各種相談窓口に通報が寄せられた建設企業、営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業、新規に建設業許可を取得した建設企業、過去に監督処分又は行政指導を受けた建設企業、下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業や不正行為等を繰り返しているおそれのある建設企業などを中心に、立入検査及び報告徴取を実施する。

### 【重点事項】

#### （1）技能労働者への適切な水準の賃金支払い

技能労働者の賃金水準の上昇を図るためには、適正な単価による契約締結が重要であることから、昨年度に引き続き、受発注者間・元請下請間のいずれにおいても、適正な請負代金での契約締結がなされるよう、建設業法第20条の見積りに関する規定等を踏まえ、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況、代金の支払い状況等について、確認を行うとともに、その後も継続して改善状況について深掘りした情報収集や調査を行うものとする。

#### （2）低価格受注工事における下請取引状況の確認

上記（1）の取り組みを踏まえ、特に公共工事における低価格受注工事については、入札にあたっての価格設定及び積算単価の考え、下請契約における下請負人との協議状況や代金の支払い状況等について、深掘りした情報収集や調査を行うものとし、必要に応じて関係する公共工事発注部局に対しても確認を行うものとする。

### (3) 著しく短い工期の禁止

当初契約や工期の変更に伴う契約変更に際して、著しく短い工期の疑義がある場合には、工期に関する基準（令和2年7月中央建設業審議会勧告）が工期設定に当たってどのように考慮されたかを確認するとともに、過去の同種類工工事の実績との比較や建設業者が行った工期の見積りの内容の精査、さらには工期設定の結果として時間外の労働時間状況の把握などを行い、工事ごとに個別に判断することになるため、深掘りした情報収集や調査を行うものとする。

また、今年度は受発注者間の契約締結状況について確認を行い、個々の工期の実態を把握したうえで、発注者に対しても必要な注意喚起を行うものとする。

### (4) 価格転嫁

昨今の資機材の高騰を踏まえた適正な価格設定及び適切な協議は大変重要であり、不適正な請負代金の設定による請負契約は建設業法に違反するおそれがあることから、請負契約における請負代金の変更に関する規定（いわゆるスライド条項等）の適切な設定・運用状況について確認を行うものとする。

また、受発注者間についても同様の確認を行い、発注者に対しても状況に応じて適切な対応等の要請や必要な注意喚起を行っていくこととする。

### (5) 下請代金の支払手段

「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」と建設業法において規定されていることから、下請負人への代金の支払いのうち労務費相当分の支払い状況等について確認を行うものとする。

また、手形に関し、更なる手形期間の短縮、割引料等のコスト負担を下請業者に負担させないこと等が盛り込まれた「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日付け中小企業庁・公正取引委員会）の通達を踏まえて建設業法令遵守ガイドラインが改訂されたところであり、必要な周知を実施する。

## 【その他】

### (1) 建設業を支える担い手の確保・育成

個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や建設業で働く技能者の福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、以下について確認等を行い、制度の普及に向けた必要な周知を実施する。

- ① 建設キャリアアップシステムへの登録の有無、カードリーダー設置等による就業履歴の蓄積が可能な環境の有無、就業履歴の蓄積の有無をそれぞれ確認し、対応されていない場合は対応を促す。
- ② 退職金制度の設定有無を確認し、無い場合には対応を促す。（建設業退職金共済制度に加入している場合、掛金充当の状況及び事務受託の状況の確認を併せて行う。）

## (2) 規制逃れを目的とした一人親方対策

元請業者（発注者から建設業法第 24 条の 8（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）に該当する工事を直接請け負った建設業者）に対して、下請業者（元請業者が請け負った建設工事に従事するすべての下請負人）から、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主）との「再下請負通知書」及び建設業法第 19 条第 1 項に基づく「請負契約書の写し」の提出を求めること、元請業者は適切な施工体制台帳等を作成すべきであることなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。周知には「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」やリーフレット「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」を活用する。

## (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和 3 年 5 月 12 日改訂）の周知に努め、本ガイドラインに沿った対応を求める。

### 3. 建設業の法令遵守に関する周知

建設業の法令遵守に関する取り組みを元請下請を問わず、幅広く浸透させていくことが重要であることから、引き続き、国土交通大臣許可業者に加えて、下請負人の立場となる機会の多い国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対しても、様々な機会を捉えて積極的に建設業法等の周知を図っていくこととする。

特に、「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」等の周知については、建設業法令遵守ガイドライン等を活用するとともに、適正な請負代金による請負契約の徹底を図るため、標準見積書の活用の周知を実施する。

### 4. 建設業取引適正化推進期間の実施等

今年度も引き続き、10 月から 12 月の 3 ヶ月間を「建設業取引適正化推進期間」として建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図っていく。

なお、講習会等を実施するに当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえつつ、北海道、公正取引委員会、北海道警察、厚生労働省（社会保険担当部局）等の関係機関と連携を強化し、内容の充実を図る。

### 5. 関係機関との連携

(1) 不良・不適格業者に対しては、国土交通省や都道府県の建設業許可部局間において、情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同による立入検査等の実施、事後の営業状況の継続的な把握等について、連携・協力し対応するとともに、建設業許可部局以外の部署との連携推進を図るものとする。

(2) 北海道及び関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施



や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。

(3) 建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

(4) 外国人建設就労者受入事業又は特定技能制度（建設分野での受入に限る）については国際市場課との連携を密にしながら、当該制度等の適切な運営に向け必要な対応をとるものとする。

## 6. その他

建設工事の請負契約を巡る元請下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」について、その認知の向上に向けて、一層の周知を図る。